

中小企業の皆様の情報発信基地として

# インフォメーション

No. 415

2021年 9 月 SEPTEMBER



## 今月のお知らせ

9月分(10月納付分)社会保険料の控除と  
それに伴う源泉所得税の控除に注意しましょう

- ✂ 現在ある主なコロナ対策支援
- ✂ インボイス発行事業者の登録が開始
- ✂ はしやすめ ・グッドルーザー
- ✂ 最低賃金が変わります



株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治  
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19  
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068  
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp  
ホームページアドレス  
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

# 現在ある主なコロナ対策支援

## 長崎県事業継続支援給付金の受付期間を延長

インフォメーション7月号（No. 413）にてお知らせしました長崎県事業継続支援給付金の申請期限が9月末まで延長されました。（長崎市中小事業者等一時金は終了しました）

## 雇用調整助成金の特例措置を延長

9月末に期限を迎える雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金（雇用保険被保険者以外の方の休業用）、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、本年11月末まで延長される予定です。なお、12月以降の取り扱いについては10月中に改めて発表される予定です。

## 医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援（第3次）

病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対し、2021年4月1日～2021年9月30日までに新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用について補助金が受けられます。

第2次申請時に満額申請している場合は対象外となります。満額に満たない場合は差額を申請できます。（申請期限令和3年9月30日まで）

## 月次支援金

これまでも緊急事態宣言地域等と取引があった事業者は支給の対象となっていました。8月27日より長崎市と佐世保市が、まん延防止等重点措置の対象地域となりましたので、多くの事業者が要件を満たせば給付対象となります。

### 給付対象（①と②を満たせば業種問わず給付の対象）

- ① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う“飲食店の休業・時短営業又は外出自粛の影響”を受けていること
- ② 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同月比で50%以上減少していること

### 給付額

給付額 = 2019年または2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上

※ 中小法人等：上限20万円／月 個人事業者等：上限10万円／月

### 初回申請の流れ

- ① 月次支援金のホームページより必要事項を入力し、申請IDを取得
- ② 必要書類を準備（月次支援金のホームページにて必要書類を確認して下さい）
- ③ 登録機関にて事前確認（当事務所も登録機関の申請をしております）
- ④ 月次支援金のホームページからマイページにアクセス、必要情報を入力、必要書類を添付して申請

※ 申請期間は対象月の翌月から2か月間

※ 2回目以降の申請は④のみの手続きとなります

### 給付対象とならない例

- 休業・時短要請に伴う協力金の支給対象となっている事業者
- 売上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合
- 事業活動に季節性がある場合（コロナの影響により事業収入が減少したわけではない場合）
- コロナの影響に関係なく、単に営業日数が少ない場合

※ 売上が50%以上減少していても要件を満たさなければ給付の対象外となります

# インボイス発行事業者の登録が開始

## インボイス制度とは

消費税の課税事業者は、受け取った（預かった）消費税を税務署へ納税しなければなりません。仕入や経費と一緒に支払った消費税は納税額から差し引くこと（仕入税額控除）ができます。

現行では、課税事業者は仕入税額控除をするために支払った消費税がいくらだったのかを請求書や領収書等で証明し、消費税を納税しています。

それが令和5年10月1日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

つまり、税務署から登録を受けた課税事業者に支払った消費税でなければ仕入税額控除を受けることができないということです。

## 免税事業者の場合

免税事業者へ支払った消費税についても現行では仕入税額控除を受けることができていますが、インボイス制度導入後は課税事業者が免税事業者へ支払った消費税は仕入税額控除を受けることができません。したがって免税事業者は取引先から取引価額の引き下げや課税事業者になるよう要請され、最悪の場合、取引から排除される恐れがあります。

ただし、経過措置により下記のスケジュールにより段階的に廃止されます。

### 【免税事業者からの仕入税額控除の経過措置】

期間	R5. 9. 30 まで	R5. 10. 1～R8. 9. 30 まで	R8. 10. 1～R11. 9. 30 まで	R11. 10. 1 から
割合	100%控除	仕入税額控除の80%控除	仕入税額控除の50%控除	廃止

## 登録手続き

令和3年10月1日からインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録申請の受付が開始されます。インボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者は、登録申請書を所轄税務署長に提出する必要があります。課税事業者は自動的に登録されるわけではなく、申請が必要になりますのでご注意ください。令和5年10月1日よりインボイス発行事業者となるためには原則として令和5年3月31日まで（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日まで）に登録申請書を提出する必要があります。（困難な事情があれば令和5年9月30日まで）

登録申請手続きは当事務所で電子申請にて行いますので各担当者と打ち合わせをお願いいたします。

## 国税庁ホームページで登録の公表と確認

登録申請が完了すると2週間程度で税務署より登録番号等が通知され、国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」にて以下の主な情報が公表される予定です。

取引先等がインボイス発行事業者であるか否かは公表サイトで確認ができることとなります。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地
- ③ 登録番号、登録年月日、登録失効年月日

※個人事業者の場合は申し出があれば主たる屋号や事務所の所在地等を公表

次回は適格請求書の記載事項や交付義務免除などについてお知らせします

# はしやすめ

# グッドルーザー



緊急事態宣言が発令される中、東京オリンピック・パラリンピックが開催されました。開催については賛否両論ありましたが、オリンピックでは日本のお家芸でもある柔道・レスリング・野球・ソフトボールや、今大会で新たに追加された空手・スケートボードなどの活躍により日本史上最多58個のメダルを獲得しました。

パラリンピックは金メダルなしに終わった前回のリオデジャネイロ大会の24個と比べて、金メダル13個を含む合計51個のメダルを獲得。車いすバスケットボール男子では長崎県出身の鳥海選手と川原選手の活躍により見事銀メダルに輝いたのは記憶に新しいところです。

一部の競技を除いて無観客で行われた大会だったこともあり、テレビ中継では競技に集中した内容に感じました。その中でも印象に残ったのは車いすバスケ男子の準々決勝、日本vsオーストラリア、敗退すればメダル獲得を逃してしまう大事な一戦で、敗けて悔しいはずのオーストラリアの選手やスタッフが試合終了直後、勝った日本を拍手で称えていました。これぞまさに“グッドルーザー”だと思えた良い試合でした。

グッドルーザーとは直訳すると“良き敗者” “負けても潔い人”という意味で、「よい勝者（グッドウィナー）であるとともに、よい敗者（グッドルーザー）であれ」というスコットランドの格言としてイギリスのすべてのスポーツのモラルとされています。

グッドウィナーのお手本とも言えるのが、オリンピック柔道男子73キロ級で金メダルを獲得した大野将平選手。彼は対戦相手に敬意を払い、勝利判定を受けても畳の上ではあからさまに喜ぶ姿を見せない。その姿勢は道徳の教科書に載るほどです。

先月、甲子園で行われた全国高校野球選手権大会で優勝した智弁和歌山の選手も対戦相手に敬意を払い、試合終了後におなじみの光景である「マウンドで歓喜の輪を作る」ことはしませんでした。

お互いに正々堂々とベストを尽くし、勝ってもおごらず、敗れても負け惜しみを言わない。スポーツって素晴らしいですね！

## 最低賃金が変わります



中央最低賃金審議会は2021年度の最低賃金を28円を目安に引き上げ、全国平均で時給930円とすると決定。昨年度はコロナの影響によりこれまで行ってきた3%以上の引き上げの提示を断念しましたが、今回再び3%を超えてきました。

未だにコロナの影響を受け続け、疲弊している中小企業には重苦しい引き上げとなりました。

### 長崎県の最低賃金は時間額793円から28円引き上げ

令和3年10月2日（土）より1時間 **821円**となりました。（全国平均時給930円）  
また、特定（産業別）最低賃金は以下のとおりです。

- ・はん用機械器具、生産用機械器具製造業 **875円**
- ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 **837円**
- ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 **875円**

### 日給や月給の場合の比較方法

- 日給の場合 日給 ÷ 1日の平均所定労働時間 = 1時間当たりの賃金
- 月給の場合 月給 ÷ 1ヶ月の平均所定労働時間 = 1時間当たりの賃金

※上記の計算には各種手当も含まれますが、以下の手当は含まれません。

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 時間外や休日、深夜割増賃金
- ④ 精皆勤手当
- ⑤ 通勤手当
- ⑥ 家族手当